

新しい協定となる TPP

石川 幸一 Koichi Ishikawa

亜細亜大学アジア研究所 教授
 (財)国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

- TPP は 2006 年に発効した P4 への参加国を拡大する協定だが、投資、金融サービス、電子商取引など新たな分野を追加するとともに各国が協定文案の提案を行っており、新たな別の協定になりつつある。
- TPP は 11 月のハワイ APEC 首脳会議で締結を予定しているが、多くの分野で参加国間に意見の相違があり 11 月の締結は難しく実質合意になるという見方がでている。
- 物品の貿易の自由化については、2 国間 FTA を残すか、統一的に交渉を行うのかの決着がついておらず、例外品目が残る可能性がある。また、投資、知的財産権、競争政策などの分野で参加国の意見の相違がある。相違はあるものの、多くの交渉分野でルール交渉が進んでいる。

はじめに

現在交渉が行われている TPP (環太平洋経済連携協定) は、2006 年 5 月に発効した環太平洋戦略的経済連携協定を拡大・発展させる FTA であ

る。環太平洋戦略的経済連携協定は、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイのアジア太平洋の 4 カ国が参加した FTA であることから P4 と呼ばれていた。その後、2008 年に米国、豪州、ペルー、ベトナムが交渉参加を表明し、2010 年 3 月に

8カ国により交渉が始まり、10月にマレーシアが参加して9カ国により交渉が行われている。

P4は同時にTPPと呼ばれていた。しかし、9カ国で交渉されている協定は、交渉の進展に従い当初の4カ国の協定をベースにしつつも別の新たな協定になりつつある。これは、各国が交渉の中で新しい協定条文案を提案（オファー）しているためである。2つの協定をTPPと呼ぶことは混乱を招くため、本論では2006年に発効した4カ国の協定をP4と呼び、9カ国で交渉中の協定をTPPと呼ぶことにする。TPPの検討や議論はP4ではなく、現在交渉中のTPPを対象として行わねばならずTPPの情報収集と検討が必要である。

1. TPPの構成

P4は包括的なFTAであるが、投資と金融サービスを含まず、2008年3月から交渉を始めることにしていた。米国は投資と金融サービス交渉に参加し、その後、全分野の交渉に参加を決定した。現在の9カ国によるTPP交渉は24の作業部会により行

われている。24の作業部会がそのままTPPの章構成とならないにしても、TPPの章構成は24の作業部会を基本とするものになると考えられる¹。

P4の章構成と24の作業部会を比べると、①投資と金融サービスが加わっている、②物品の貿易が市場アクセスの工業品、繊維・衣料品、農業の3つの部会に分けられている、③サービス貿易が越境サービス、金融サービス、電気通信、商用関係者の移動の4つの部会に分けられている、④分野横断的事項が追加されている、という違いがある。

作業部会の物品の貿易とサービス貿易の構成は、米韓FTA、米豪FTAの章立てとほぼ同じである。米韓FTAでは、物品の貿易は内国民待遇および物品の市場アクセス、農業、繊維および繊維製品、医薬品および医療機器の4章から構成されている。サービス貿易は、越境サービス、金融サービス、電気通信の3章に分けられている。こうした作業部会の構成および米国が重視している分野横断事項について部会が設けられていることから、米国のTPP重視と影響がみてとれる。

P4 および 24 の作業部会から TPP の構成は下表のような 25～30 章構成になると思われる（表 1 参照）。P4 では、環境は協力協定、労働は協力覚書として補完協定となっていた

が、TPP では本協定に含まれると思われる。分野横断事項は、各分野に共通して適用される考え方、ルールなので、独立した章が設けられるかどうかは判らない。

表 1 P4 の章構成、TPP の章構成（想定）、日本の EPA との比較

	P4	TPP	日本のEPAに含まれている分野
前文	前文	前文	○
第1章	設立条項	設立条項	○
第2章	定義	定義	○
第3章	物品の貿易	市場アクセス(工業品)	○
		市場アクセス(繊維・衣料品)	○
		市場アクセス(農業)	○
第4章	原産地規則	原産地規則	○
第5章	税関手続き	税関手続き	○
第6章	貿易救済措置	貿易救済措置	○
第7章	衛生植物検疫措置	衛生植物検疫措置	○
第8章	貿易の技術的障害	貿易の技術的障害	○
第9章	競争政策	競争政策	○
第10章	知的財産	知的財産	○
第11章	政府調達	政府調達	○
		投資	○
第12章	サービス貿易	サービス(越境サービス)	○
		サービス(金融サービス)	○
		サービス(電気通信)	○
		電子商取引	○(スイスとの EPA)
第13章	一時的入国	サービス(商用関係者の移動)	○(人の移動)
第14章	透明性	透明性	○
第15章	紛争解決	紛争解決	○
第16章	戦略的連携	協力	○(協力)
第17章	行政および制度条項	行政および制度条項	○
第18章	一般条項	一般条項	○
第19章	一般例外	一般例外	○
第20章	最終規定	最終規定	○
	環境協力協定	環境	△
	労働協力に関する覚書	労働	△
	その他	分野横断的事項	×

(注) ○は EPA の章がある分野、△は章はないが規定は含まれている分野、×は EPA に章、規定が含まれていない分野を示す。

＜TPP は特殊な協定か＞

TPP の対象分野は近年世界で締結されている FTA とほぼ共通しており、TPP は特殊な FTA ではない。原則として 100%自由化を目指しているが、100%自由化をしている FTA は多くはないものの存在しているし、自由化率が 90%台後半の FTA は多い²。作業部会の構成をみると米韓 FTA と対象分野が極めて似ており、目標とする自由化率も（品目ベースで米国 100%、韓国 99.7%）近いといえよう。また、日本の EPA の対象分野は、分野横断的事項を除いて TPP と共通している。環境と労働は独立した章はないが、投資などの章に関連した規定が含まれている³。人の移動では、日本の EPA（フィリピン、インドネシア）は看護師、介護福祉士の日本での就労を認めるなど分野によっては TPP のベースとなっている P4 よりも自由化レベルが高くなっている。TPP は多くの通商分野でのルールを作りつつある点にも注目すべきである。

2. TPP は 100%自由化する FTA になるのか

TPP は原則として例外なき自由化を目指している。ただし、実際に例外品目を全く認めない自由化率 100%の FTA になることが決まったわけではない。P4 は自由化率の極めて高い FTA だが、例外が皆無ではない⁴。

TPP 交渉加盟 9 カ国の間には 25 の FTA が締結されている。それらの FTA は、シンガポールとニュージーランドの FTA のように例外なき FTA もあるが、例外品目を認めている FTA も多い。たとえば、米豪 FTA では米国は砂糖など 108 品目を例外とし、牛肉の自由化は 18 年をかけているし、豪州は中古自動車の輸入を制限している。したがって、既存の FTA を認めれば例外品目が残ることになる。豪州・ニュージーランドと ASEAN の FTA では、豪州・ニュージーランドの自由化率は 2020 年には 100%となるが、ブルネイは 98.9%、マレーシアは 96.3%、ベトナムは 89.8%である⁵。

TPP 交渉では、既存 FTA の取扱い

を巡って意見が対立している。既存 FTA を残し、FTA が締結されていない国の間で2国間 FTA を締結するという交渉方式を主張しているのが米国で、ベトナムとチリが支持している。一方、既存の FTA を再交渉 (reopen) し、統一された FTA を作るために統一交渉を行うという交渉方式を主張しているのが豪州、ニュージーランド、シンガポールである。交渉方式の交渉を行ってきたが、2010年6月に既存の FTA を残すことがとりあえず合意され、現在は2つの交渉方式が並存している⁶。

米国方式では例外が残ることになるが、3月の交渉でも交渉方式について合意に至っていない。米国は、既存 FTA の再交渉はしない意向といわれており、既存 FTA とともに例外品目も残る可能性が高くなっている⁷。

関税撤廃の約束表は、①即時撤廃、②段階的撤廃、③センシティブ品目という分類になるとみられる。P4 でも 100%即時撤廃を行ったのはシンガポールのみであり、その他の国は段階的撤廃を併用しているし、ブルネイとチリは除外品目を残している。

除外品目を残すとしても、自由化率は 90%台後半になるのではないかと考えられる。米韓 FTA の韓国の自由化率(品目ベース)は 99.7%だが、非自由化品目は米・同関連品目、脱脂粉乳など 31 品目である。米以外は関税割当制度が適用され、無税枠が設けられた⁸。この事例は、自由化率 99%でもかなりの品目が例外扱いになることを示している。

FTA によっては関税を撤廃しても厳しい原産地規則と関税割当の導入によって実質的に輸入を規制している⁹。米韓 FTA の物品貿易についての章は、工業品、繊維・衣料品、農業、医薬品に分かれており、繊維・衣料品では原産地規則、農業ではセーフガードを規定している。TPP の市場アクセスについての作業部会は、工業品、繊維・衣料品、農業に分かれており、同様な規定が盛り込まれる可能性(意図)があると推測される。米国は、ヤーンフォワードを繊維・衣料品の原産地規則としたい意向といわれる。ヤーンフォワードは米国の FTA で採用されている繊維製品の原産地規則である。米国が懸念しているのは、中国製の糸を使用

したベトナムからの繊維製品の輸入急増である。ヤーンフォワードが米国とベトナムの FTA で採用されると、ベトナムは TPP により無税で米国に輸出するには自国産か米国産の糸を使わねばならなくなる。米国は、ほかにも繊維セーフガード、税関確認手続きなどの導入を考えているといわれている。

3. 広範な交渉分野

TPP の協定文案は発表されていないし交渉内容の詳細は発表されていないが、TPP 交渉参加国政府の発表する資料、新聞報道、論説などから、ある程度交渉の内容と論点を探ることが出来る。TPP の交渉過程で各国は案文の提案（オファー）を行っている。米国は、米韓 FTA や米豪 FTA など自国の締結した FTA の投資や知的財産権などに関する規定を TPP に盛り込むことを意図しており、そうした提案を行っている模様である¹⁰。その結果、TPP 協定は P4 をベースとしつつも別の新しい協定に変わりつつある。物品の貿易を除く主要交渉分野について、情報をとりまとめて

みた¹¹。

<サービス>

FTA のサービス貿易の規定は、一般に WTO の GATS (サービス貿易一般協定) に準じた規定となっており、P4 も同様である。主な規定内容は、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス、現地拠点、非適合措置、国内規制、専門資格と登録、利益の否認、資金の移転と支払などである。市場アクセスでは、①サービス供給者の数の制限、②サービスの取引総額または資産総額の制限、③サービス総産出量の制限、④サービス提供者の雇用者の制限、⑤企業形態制限、⑥外資制限、の 6 つの措置を自由化を約束した分野で採ることを禁じている。自由化は WTO での約束以上が求められている。TPP はこうした規定を設けることになる。

TPP のサービス貿易作業部会は、越境サービス、金融サービス、電気通信、商用関係者の移動の 4 部会となっている。P4 ではサービス貿易は 1 章だが、部会構成に従い、3 章あるいは 4 章構成になろう。商用関係者の移動については 1 章にするのかど

うか検討されている。自由化約束はネガティブリスト方式が採用されており、WTOでの約束を超えてどの程度の自由化を約束できるかが注目点である。

<投資>

P4には投資の規定がなく、2008年3月から交渉が開始されている。米韓FTAでは、投資自由化はネガティブリスト方式を採用し、主な規定は、投資前を含む内国民待遇、最恵国待遇、公正かつ衡平な待遇、収用および補償、資金の移転、経営幹部および取締役会、パフォーマンス要求などである。パフォーマンス要求は、①輸出要求、②現地調達要求、③国内物品の購入要求、④輸出あるいは外貨稼得高による輸入制限、⑤輸出あるいは外貨稼得に応じた販売制限、⑥技術移転要求、⑦特定地域への独占供給要求、などの措置が禁じられている。経営幹部の国籍要件は禁じられ、取締役会の構成員の過半数については国籍要件と居住者要件は認められている。こうした規定の大半は日本のEPAの投資章にも含まれており、TPPにも規定されよ

う。自由化約束はネガティブリスト方式である。

米韓FTAには、締約国政府が協定義務に反し投資家に損害を与えたときに投資家が締約国政府を提訴あるいは国際仲裁に付託できるという投資家対国の紛争解決の規定が設けられている。TPP交渉では、投資家対国の紛争解決の規定を入れない米国と反対する豪州とニュージーランドが対立しているといわれている。米豪FTAでは、豪州の反対により投資家対国の紛争解決の規定は含まれていない。なお、日本のEPAを含め、近年締結された多くのFTAでは、投資家対国の紛争解決規定を含んでいる。

<知的財産権>

P4の知的財産権の範囲は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs協定）で取り上げられている基準、すなわち、著作権、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、開示されていない情報の保護である。一般的義務として、TRIPs協定およびその他の知的財産権に関する国際協定の権利と義務の

再確認、権利消尽を認めること、チリのワイン、スピリッツに関する地理的表示の保護などを規定している。

米韓 FTA は、①著作権の保護期間は TRIPs 協定およびベルヌ条約の 50 年を上回る 70 年、②著作権保護を詳細に規定、③音声なども商標の対象、④不合理な遅延による縮小する特許存続期間の延長、⑤知的財産権侵害対策の実施強化、など知的財産権の保護を強く打ち出した内容である。

TPP 交渉では、ニュージーランドは WTO の TRIPs 協定の規定に準拠することを主張しているが、米国は米韓 FTA のような TRIPs 協定の保護の水準を上回る規定を主張している。権利消尽も争点の一つである。知的財産権は生産国で製品が適法に販売されると消滅するという権利消尽を認めると、生産国で販売されている商品を正規の代理店を通さず並行輸入し自国で販売することが可能になる。P4 は権利消尽を認めており並行輸入が可能であるが、米国は権利消尽を認めず並行輸入を認めないことを提案しているといわれる。

<政府調達>

P4 の政府調達についての規定では、締約国企業への内国民待遇と無差別が約束されている。P4 加盟国の産品、サービス、企業に対し自国の産品、サービス、企業より不利でない待遇を扱うことが規定されており、政府調達を加盟国企業に開放することが求められる。

対象となる政府機関は、ニュージーランドとシンガポールは中央政府機関および地方政府機関である。チリは中央政府機関に加え地方政府機関も対象であり、Intendencia（州）と Gobernacion（県）が対象となっている。なお、ブルネイは 2 年間の猶予期間が与えられている。基準額は物品とサービスが 5 万 SDR、建設が 500 万 SDR となっている。

TPP 交渉では、WTO で改正交渉が行われている政府調達協定の条文案で規定されている事項について議論が行われている。

<TBT、SPS>

P4 の TBT（貿易の技術的障害）の規定では、WTO の TBT 協定の義務と権利の確認、任意規格、強制規格、

適合性評価における共同作業による貿易円滑化、国際規格の使用、他国の強制規格を同等の措置として受け入れることを検討すること、適合性評価の結果の受入れの円滑化、技術協力と委員会の設置などが規定されている。米韓 FTA の TBT の規定は P4 と大きくは変わらないが、自動車作業グループの設置が規定されている。

P4 の SPS (衛生植物検疫) の規定は、WTO の SPS 協定の権利と義務の確認、SPS 委員会の設置、同等の措置 (輸出国の SPS 措置を輸入国が同等の措置として受け入れ)、輸出国の手続きの確認、地域的な状況に対応した調整、輸入検査、技術協力などが規定されている。米韓 FTA の SPS の規定は P4 より短く、SPS 協定の確認、委員会の設置、紛争解決となっている。

WTO の SPS 協定では、国際機関が作成した危険性評価の方法を考慮しつつ、自国の SPS 措置をそれぞれの状況において適切なものに基づいてとることができるようになっており、国際的な基準より厳しい措置をとることができる。ただし、そうした措置は科学的証拠に基づいており、適

切な保護の水準を達成するために必要以上に貿易制限的であってはならないと規定されている。米国の産業界は国際基準に従った措置を求めている。

＜商用者の一時的入国＞

P4 では、締約国の商用関係者の一時的入国と滞在の円滑化が規定されている。「商用関係者」は物品とサービスの貿易に従事する締約国国民、「一時的入国」は居住を目的としない締約国領域への入国と定義されている。市民権、国籍、雇用、移住、永住に関する措置には適用されない。締約国は、一時的入国のための入国管理手続きを簡素化・透明化し、一時的入国を円滑化する。注目すべきは、国内労働力と雇用を保護することが併せて規定されていることである。

米韓 FTA では、商用者の一時的入国に関する章が置かれていない。韓国との交渉の際に米国側は、移民関連法規は議会の専管事項であり行政は交渉権限がないことを理由に交渉を拒否した。米国は TPP 交渉でも一時的入国の促進に消極的といわれ

る。

商用者の一時的入国に関する章は、ビジネス関係者の出張や駐在の際のビザ手続きの迅速化や受入れ拡大に関する規定であり、単純労働者の受入れや移民に関する規定ではない。

＜貿易救済措置＞

P4 では、WTO のセーフガード協定、アンチダンピング協定（1994 年 GATT 第 6 条の実施に関する協定）、補助金および相殺措置に関する協定による権利と義務を確認している。チリは特定品目（乳製品）について関税削減期間中に特別農業セーフガードが設けられている。

米韓 FTA では、①一般セーフガード、②繊維・繊維製品セーフガード、③農産品対象セーフガード（韓国）が設けられており、2010 年 12 月の最終合意で自動車セーフガード（米国）が設けられた。TPP では、市場アクセスに繊維・衣料品に関する章、農業に関する章が設けられる模様であり、セーフガードが規定されると思われる。

＜競争＞

P4 は、開放され競争が行われる市場を創り出し維持するために、民間および政府のビジネス活動を含む全ての商業活動に、事業者による差別および原産地および仕向地による差別を行わない方法で競争法を適用することにより、貿易・投資に対する障壁を削減・除去することを約束している。

競争法と施行については、①締約国は反競争的ビジネス行為を禁止する競争法を採用あるいは維持すること、②反競争的な取決めと競争者により申し合わされた慣行および独占的な地位の乱用に注意を払うこと、③競争法は全ての商業活動に適用されるが、適用除外措置と分野を設けることができること、④反競争的なビジネス活動を禁止する措置の施行に責任を持つ競争政策執行当局の創設・維持を行うこと、などが規定されている。P4 加盟国で競争法と競争政策当局がないのはブルネイのみである。

競争法の適用除外は、ニュージーランドとシンガポールについて付属書で示されている。ニュージーラン

ドは、①製薬管理局（Pharmaceutical Management Agency）による製薬補助金、②輸出取決め（Export arrangements）、③農業生産局（Agricultural Producer Boards）が指定されている。シンガポールは、郵便サービス、上水道、下水道、公共交通、貨物ターミナル運営、自動手形交換所による手形決済と交換、法により認可された M&A となっている。

1993 年に製薬管理局設立後数社の米国の製薬会社がニュージーランドから撤退しており、米国企業は薬品管理局の透明性と予測可能性の欠如、煩瑣な認可手続きを批判している¹²。製薬管理局は TPP 交渉の争点になっていると思われる。なお、米豪 FTA では米国企業が機会を得ることが出来るように同様な制度について協議と透明性を高めるメカニズムを作ることに合意している。

<環境と労働>

P4 には環境と労働に関する規定が含まれている。これは、ニュージーランドの労働党政権が労働団体や環境保護団体の支持を得るために盛

り込んだものである。

P4 の環境協力に関する協定では、基本的な約束として、①高いレベルの環境保護と多国間の環境約束、実行計画の実施、②国際的な環境約束に調和した環境法・規制・政策・慣行の保持、③主権の尊重、④保護貿易の目的で環境法・規制・政策・慣行を定め、利用することは不適切であることを認識、⑤貿易投資を奨励するために環境法・規制を施行・運用しないことは不適切であることを認識などが規定されている。ほかに、協力、制度的取り決め、協議、情報開示などの規定がある。米韓 FTA の環境の規定は、環境保護のレベル、多国間環境協定、環境法の適用と施行、手続き、保護の実効を高めるためのメカニズムなど環境保護の実施に力点を置いた規定である。

P4 の労働協力についての覚書では、環境と同様な規定となっている。締約国が確認する「ILO の労働の基本原則と権利宣言」では、基本的な権利として①団結の自由と団体交渉、②強制労働の廃止、③児童労働の廃止、④雇用と職業に関する差別の撤廃、などが掲げられている。労働協

力に関する規定は、労働者の権利や保護の確保に関するものであり、外国人労働力の受入れは対象外である。

環境と労働は米国が FTA で最も重視している分野であり、TPP 交渉で作業部会が設置されている。米国の FTA における環境と労働に関する規定の目的は、環境と労働者の保護である。同時に、環境と労働者の保護はコストがかかるため、環境と労働保護の国際的な基準を守らず低コストで生産を行うこと、さらにそうした国に企業が進出することを防止することが目的になっている。一方で、環境や労働の保護を理由として必要である以上に貿易を制限する「偽装した保護主義」を防ぐことも規定に含まれている。

<分野横断的事項>

P4 に規定がない新たな交渉事項であり、6 月に交渉予定である。米国が重視している分野であり、規制の調和、中小企業、サプライ・チェーン、透明性、課題取り込み型協定 (living agreement) などがあげられている。

規制の調和について、米国議会の

資料は、「非関税障壁を撤廃し規制制度をより互換的で透明なものにする試みであり、政府の規制を行う権利に介入するのではなく、現存および新たな規制について自国内の規制の整合性と協力を TPP 参加国間に拡大していくことが目標である。国内の規制の整合性を達成するための一つの方法は、米国の管理予算局の情報および規制部 (US Office of Information and Regulatory Affairs in the Office of Management and Budget) のような規制調整機関を作ることである」と説明している¹³。これによると、国内規制制度の整合性を図ることと TPP 加盟国間の規制制度の透明性を向上し両立できるように協力することが狙いとなっている。

米国の TPP 産業連合の規制の調和ワーキンググループの資料はより具体的で踏み込んだ提案をしている¹⁴。提案には、①OECD や APEC などの規制のベスト・プラクティスを導入する、②SPS 協議委員会の創設、③ APEC の通信機器適合性評価の MRA (相互承認協定) などの特定業種の MRA に参加する、④TPP 規制委員会の創設、⑤知的財産権の強い

保護を基準に含め、そうした基準を規制のベースとすることを明確にする、などが含まれている。

＜進展するルール形成＞

TPP が例外なき自由化を実現する FTA になるかどうかは微妙な段階である。一方で、TPP によりアジア太平洋地域の広範な通商分野のルールが作られつつあるのは確かである。前節で一部説明したように、原産地規則、サービス貿易、投資、知的財産権、政府調達、衛生植物検疫 (SPS)、貿易の技術的障害 (TBT)、競争政策に加え、分野横断的事項部会で検討されている規制の調和、サプライ・チェーンなど新たな分野でもルールが検討されている。

TPP におけるルール作りに関する考え方が明確なのは米国である。米国の自国の FTA の規定を TPP に盛り込むことを主張しているが、米国は自国のルールを FTA に盛り込むようにしてきた。したがって、自国のルールを TPP のルールにしたいという意図がある。自国のルールが TPP のルールになれば、米国の産業、企業の利益の事業展開に大きく資する

ことは確実である。

米国の主張は自由化一辺倒ではなく、自国産業の利益を保護する要求も行っている。例外なき自由化を要求しながら例外品目がある既存の FTA を残すことを主張し、自由な競争の実現を要求しながら並行輸入の制限を提案している。これらの要求は矛盾しているが、自国の産業の利益を実現するという点は一貫している。米国だけでなく交渉参加各国は自国の利益になるような主張を行っているのであり、TPP 交渉に参加しなければ自国の産業の利益になり不利益にならないような提案・主張を行なうことができない。米韓 FTA、米豪 FTA をみても米国の要求が全てそのまま実現しているわけではなく、TPP でどの程度米国の要求が実現するかは交渉次第である¹⁵。

4. アジアの統合と TPP

東アジアでは、ASEAN が FTA をほぼ完成し、2015 年に経済共同体を実現することを目標にブループリントを制定し統合への措置を実施している。また、2010 年 1 月に ASEAN

プラス中国、ASEAN プラス韓国の FTA が ASEAN6 との間で関税を撤廃した。日本と ASEAN の間では 2 国間 EPA と ASEAN 全体との EPA (AJCEP) が発効している。また、ASEAN とインド、ASEAN と豪州・ニュージーランドの FTA が 2010 年 1 月に発効した。このように ASEAN をハブとする FTA はほぼ実現したといえる。

一方でアジア全体の統合は 4 つの構想がある。FTA では、ASEAN プラス 3 (日中韓) の東アジア FTA (EAFTA)、ASEAN プラス 6 (日中韓、インド、豪州、ニュージーランド) から構成される包括的東アジア経済連携 (CEPEA)、APEC の FTA である FTAAP と TPP である。TPP は APEC の FTA を意図しており、APEC 加盟国の参加を認める規定 (20 章 6 条) が置かれている。EAFTA、CEPEA、FTAAP はすべて研究の段階であるが、TPP は交渉段階に入っており、実現可能性は他の 3 構想に比べ最も高い。日本とカナダが TPP 参加を検討しており、タイ、フィリピン、韓国が非公式に関心を表明しているといわれ、TPP はさらに拡大す

る可能性が大きい。

TPP がアジア太平洋の FTA として急浮上するに従い、複数の FTA が並立する状況がさらに進んでいる。TPP が出来ると、シンガポールとニュージーランドの間には、① 2 国間 FTA、② ASEAN と豪州・ニュージーランドの FTA、③ TPP の 3 つの FTA が並存することになる。マレーシアとベトナムの間では、AFTA と TPP の 2 つの FTA が存在することになる。企業ベースでは、関税撤廃スケジュールと原産地規則が FTA により異なるため、事業目的に従い利便性がよく最も効果的な FTA を選んで使うことになり、企業の選択肢が増えることになる¹⁶。

5. 交渉の展望

TPP 交渉は、6 月 (ベトナム)、10 月 (ペルー) の後、11 月にハワイで開催される APEC 首脳会議で締結することを目標としている。しかし、3 月の交渉前後から 11 月の締結は難しく、基本合意あるいは実質合意 (substantially conclude) になるとの見方が出ている。これは、前述のよ

うに物品の貿易をはじめとして多くの交渉分野で意見の相違・対立があるためである(表2参照)¹⁷。

米国を含め各国はセンシティブ品目、産業を抱えており、特定産業や分野を保護する政策を実施している。物品の貿易では100%自由化が可能なシンガポールでもサービス貿易の自由化率は高くないし、国営企業の独占を認めている国がある。経済的に弱いグループや先住民族に対する優遇措置がマレーシア、米国、ニュージーランドで実施されている。投資自由化については、投資家対国の紛争解決規定の導入を豪州やニュージーランドが反対しているし、知的財産権の保護については米国とニュージーランドが対立している。米国と豪州・ニュージーランドの対立が報道されることが多いが、交渉における対立は、米国対豪州・ニュージーランドに単純化できない複雑な様相を呈している。

こうした状況下で3月の交渉が分

水嶺になったという見方がでている。すなわち、①各国が柔軟性を示し始めたという評価、あるいは、協定条文の検討に入り良き構想(good idea)から政治・経済の現実の世界(reality of political and economic conditions)に入り始めたという評価が出る一方で、②交渉を急ぐと多くの例外が残りハイレベルのFTAを作れなくなるとを懸念する、という2つの見方が出ている¹⁸。

各国の対立は、たとえば、豪州が米国に対して砂糖などの関税撤廃を含む再交渉を要求し、米国は投資家対国の紛争解決規定の導入を要求するなど攻める分野と守る分野が異なっている。今後、各国が最終的には相互に譲歩をし合意に至るシナリオとハイレベルのFTAを目指して妥協をせず交渉を続けるというシナリオが考えられるが、国内調整のコストなどを考慮して最終的にはギリギリの時点で譲歩する可能性が3月交渉以降高くなってきたと思われる。

表2 想定される TPP 交渉の主な課題

分野	概要
物品の貿易	<ul style="list-style-type: none"> ・ センシティブ品目の取扱い ・ 関税割当の導入 ・ 農業や繊維の特別セーフガードの導入
原産地規則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繊維の原産地規則としてヤーンフォワードの導入(米国が提案) ・ 原産地規則の統一(スパゲッティ・ポウル現象の解消) ・ 原産地の証明を行うのか輸出者(米国)か輸入者(ニュージーランド)か ・ 域内原産比率の算出に取引価額(ニュージーランド)を使うか調整価額を使うか(米国)
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネガティブリスト方式の使用 ・ サービス分野の自由化をどこまで行えるか ・ 内国民待遇の例外の取扱い(米国の商船法など)
投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資家対国の紛争解決規定を導入するか(米国が主張、豪州、ニュージーランドが反対)
知的財産権	<ul style="list-style-type: none"> ・ TRIPs 協定なみの知的財産権の保護とするか、TRIPs 協定を超えた保護の強化とするのか(著作権の保護期間を 50 年間から 70 年に延長、並行輸入の制限など。米国が提案、豪州が反対)
競争政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営企業による独占・指定独占の制限、特にニュージーランドの薬品管理局の補助金(米国が主張)
政府調達	<ul style="list-style-type: none"> ・ マレー系企業への優遇(マレーシア)など無差別の例外の取扱い ・ 対象機関の範囲と基準額
途上国の待遇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別かつ異なった待遇(S&D)をベトナムなどに認めるのか、特別待遇は認めず途上国への協力を規定するのか

(資料) 各種資料により作成

おわりに

日本では米国は日本を TPP による輸出促進の標的にしているという見解がある。しかし、TPP に関する米国政府の文書あるいは産業界の文書には日本を輸出先のターゲットとしているという論述は見当たらない。その理由として、米国の輸出に占める TPP 交渉参加国のシェアは 6.8% (2010 年) で日本のシェア 4.7% より高く、市場の成長性を考えても日本への期待はさほど高くないことが指摘できる。また、日本の米国からの輸入の 75%は無税であり、米国が輸出増加を期待する有税の農林産品は 12.5%とシェアが低く米国の輸出の 0.6%に過ぎないこともあげられる。サービス貿易になると TPP 交渉参加国の重要性は明らかであり、TPP 参加国における米国サービス企業の販売額 (2007 年) は 784 億ドルとなり日本と中国での販売額を合計したより大きい¹⁹⁾。

前述のように米国は TPP 交渉参加にあたり、①アジア太平洋地域における米国企業の利益を確保、そのために②米国の締結した FTA の規定

を TPP に盛り込む、という目的と交渉の方針を明らかにしている。その他の国も、米国との FTA 締結 (ニュージーランド、マレーシア)、対中貿易赤字と中国依存の解消 (ベトナム) など TPP 参加の目的が明確である。日本は、平成の開国という抽象的な目的だけでなく、TPP 参加の明確な目的 (国益) とそのための交渉方針を示すべきである。FTA は自国産業の利益のために使うという面があり、各国ともアジア太平洋自由貿易圏の創出という理念とともに自国の強い分野を伸ばしセンシティブな分野を守ることを交渉で行っている。分野別に得るべきものと守るべきものを明らかにすべきであろう。

利害関係者 (ステークホルダー) は、単に賛成か反対かではなく「どの分野で何をどのような理由で要求する、どの分野で何をどのような理由で反対する」という具体論に踏み込んだ議論を行うべきである²⁰⁾。その意味で経団連がまとめた詳細な要望はその好例になろう²¹⁾。TPP 参加の決定が先送りになった現在、こうした具体的な議論を行うべきである。

注

- 1 24 の作業部会は次のとおりである。主席交渉官協議、市場アクセス（工業、繊維・衣料品、農業）、原産地規則、貿易円滑化、衛生植物検疫（SPS）、強制規格・任意手続き・適合性評価手続き（TBT）、貿易救済、政府調達、知的財産、競争政策、サービス（越境サービス、金融、電気通信、商用関係者の移動）、電子商取引、投資、環境、労働、制度的事項、紛争解決、協力、分野横断的事項。
- 2 日本の EPA の自由化率は輸入額ベースでは 90% 台だが、品目ベースでは 80% 台であり、アジアの FTA では低いほうである。
- 3 経済産業省「不公正貿易白書 2010 年版」626-633 頁。
- 4 ブルネイは酒・タバコ、火器・花火など（品目数で 0.8%）、チリは砂糖・同調製品の一部（0.1%）が除外されている。
- 5 日本機械輸出組合（2010）「アジア太平洋における FTA の在り方」86 頁。
- 6 交渉方式については、山田良平（2011）「TPP 交渉、既存 FTA との整理は？」、ジェトロ・センサー 2011 年 4 月号、60-61 頁。Ian F. Fergusson and Bruce Vaughn “The Trans-Pacific partnership Agreement”, Congress Research Service 7-5700, November 2010、p9 を参照。
- 7 2010 年 3 月の交渉後にワイゼル米国首席交渉代表はオフレコの会見で既存 FTA 再交渉をしないと語ったといわれる。
- 8 長島忠之・林道郎（2008）「韓米 FTA を読む」日本貿易振興機構 40-41 頁。本著は TPP に米国政府が何を盛り込もうと考えているのかを理解するのに極めて有用である。米韓 FTA に関する記述は本書による。
- 9 厳しい SPS 規制も輸入を制限する効果がある。豪州の SPS は厳格であり、米国产の鶏肉、豚肉、粗粒穀物などは豪州の基準を満たさず輸入禁止となっており、米国の農業団体の抗議を受けていたが、米豪 FTA でも豪州は自国の SPS 措置は科学的根拠に基づくとして緩和措置を講じなかった。浦田秀次郎、本間正義、板倉健（2008）「日米 FTA：効果と課題」日米経済協議会、24 頁。
- 10 TPP 産業連合の政府に対する要望に既存 FTA の規定を TPP に盛り込むことが明記されている。U.S. Business Coalition for TPP, “Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement Principles”（September 30, 2010）国際貿易投資研究所（2011）「平成 22 年度 米国のアジア太平洋政策に

- における FTA の意義と位置づけ 報告書」に所収。
- 11 本節は「TPP 交渉と論点」フラッシュ (国際貿易投資研究所ウェブサイト) をまとめたものである。
 - 12 注 6 の英文文献と同じ。
 - 13 注 7 と同じ。
 - 14 TPP Coalition-Regulatory Coherence Working Group、国際貿易投資研究所 (2011) に所収。
 - 15 たとえば、米韓 FTA には並行輸入の制限は含まれなかったし、米豪 FTA には投資家対国の紛争解決規定は盛り込まれなかった。
 - 16 同様の事態は、2 国間 EPA と ASEAN 全体との EPA が並存する日本と ASEAN 主要国との間でも起きている。具体的事例については、飯塚博「電子・電機業界での EPA 利用の実態」日本機械輸出組合 (2010) 「アジア太平洋における FTA の在り方」を参照。
 - 17 これらの点の詳しい説明は、前述の「TPP 交渉と論点」を参照。
 - 18 Deborah Elms, “*Trans-Pacific Partnership talks in Singapore: Now it gets difficult*” East Asia Forum (<http://www.eastasiaforum.org/2011/03/30/trans-pacific-partnership-talks-in-singapore>), Deborah Elms, “*Trans-Pacific Partnership update*”, East Asia Forum (<http://www.eastasiaforum.org/2011/04/16/trans-pacific-partnership-update>), Shiro Armstrong, “*TPP needs less haste, more caution*”, East Asia Forum (<http://www.eastasiaforum.org/2011/04/17/tpp-needs-less-haste-more-caution>)
 - 19 Coalition of Service Industries (2010) “*Statement on the Proposed Trans-Pacific Partnership Agreement*” 国際貿易投資研究所 (2011) に所収。
 - 20 米国の酪農業界団体はニュージーランドの酪農製品は協同組合 (Fonterra) が価格支配力を持っているとして FTA から除外するように米国政府に要求している。Ian F. Ferguson and Bruce Vaughn (2010) p13
 - 21 経済団体連合会「わが国の通商戦略に関する提言 別添—TPP を通じて実現すべき内容」2011 年 4 月。